

様式第 1

原子力事業者防災業務計画修正届出書

25京大施環安第230-2号 平成25年12月6日 原子力規制委員会 殿 京都府京都市左京区吉田本町 国立大学法人京都大学 総 長 松 本 龍 (担当者 中央管理室長) 別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	京都大学原子炉実験所 大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目1010番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	京都大学原子炉実験所原子炉設置変更承認（研究用原子炉） 平成20年 2月22日 京都大学原子炉実験所原子炉設置変更承認（臨界実験装置） 平成17年10月27日 京都大学原子炉実験所核燃料物質使用変更承認 平成25年 9月10日
原子力事業者防災業務計画修正年月日	平成25年12月 1 日
協議した都道府県知事及び市町村長	大阪府知事 松井一郎 熊取町長 中西 誠
予定される要旨の公表の方法	インターネットによる公表

原子力事業者防災業務計画

平成25年12月

京都大学原子炉実験所

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 緊急時態勢の区分	6
2. 原子力防災組織	6
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者	7
第2節 原子力防災組織の運営	8
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	8
2. 緊急時態勢の発令及び解除	9
3. 緊急時態勢における権限の行使	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	10
1. 敷地境界付近の放射線測定設備	10
2. 原子力防災資機材等の整備	11
3. 気象観測設備	12
第4節 原子力災害活動で使用する資料の整備	12
1. 緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料	12
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	12
3. 緊急対策本部に備え付ける資料	13
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	13
1. 緊急対策本部室	13
2. 集合及び避難場所	13
3. 放送装置	13
4. 緊急時医療用除染施設	13
第6節 防災教育	13
第7節 防災訓練	14

1. 実験所における訓練	14
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	14
3. 国への実施結果の報告	15
第8節 関係機関との連携	15
1. 国との連携	15
2. 地方公共団体との連携	15
3. 地元防災関係機関等との連携	16
第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動	16
第3章 緊急事態応急対策の実施	17
第1節 通報及び連絡	17
1. 通報の実施	17
2. 緊急事態発令時の対応	17
3. 情報の収集と提供	18
4. 電話回線の確保	19
第2節 応急措置の実施	19
1. 警備及び避難誘導	19
2. 放射線量及び放射性物質濃度の測定	19
3. 緊急時医療	20
4. 消火活動	20
5. 汚染拡大の防止	20
6. 線量評価等	20
7. 広報活動	21
8. 応急復旧	21
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	21
10. 資機材の調達及び輸送	22
11. 事業所外運搬に係る事象発生時における措置	22
12. 応急措置の実施報告	22
13. 原子力防災要員の派遣等	22
第3節 原子力緊急事態宣言発令時の措置	23
1. 第2次緊急事態発令	23
2. 原子力災害合同対策協議会等への連絡報告	24
3. 応急措置の継続実施	24

第4章 原子力災害事後対策の実施	25
第1節 実験所内の対策	25
1. 復旧対策	25
2. 被災者の相談窓口の設置	25
3. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加	25
4. 緊急事態勢の解除	26
5. 原因究明と再発防止対策の実施	26
第2節 原子力防災要員の派遣等	26
1. 広報活動に関する事項	26
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	26
第5章 その他	27
第1節 他の原子力事業所への協力	27
第2節 他の原子力事業者との協定	27

参考資料

1. 原災法に該当しない原子炉施設の異常・故障時等の連絡
2. 原子炉施設の設置又は変更時の通知

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、京都大学原子炉実験所（以下「実験所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務に関する事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、周辺公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉の運転又は核燃料物質の使用により放射性物質又は放射線が異常な水準で実験所の敷地外へ放出された事態をいう。

ただし、実験所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があつたときから同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原

子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。

6. 原子力事業者

原災法第2条第3号ロ及びへに規定される者で京都大学総長をいう。

7. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所で実験所をいう。

8. 指定行政機関

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

9. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)、その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

10. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって実験所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

11. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

12. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき実験所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

13. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき選任され、実験所において、原子力防災組織の統括及びその事業の実施を統括管理する者をいう。

1 4. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

1 5. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

1 6. 原子力防災補佐要員

前項に規定される原子力防災要員を補佐し、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）に基づき、その設計、建設、運転の各段階並びに事業所外運搬において、放射線からの防護及び核燃料物質等の保安管理を含む各種の安全確保に万全を期することが第一であり、実験所及びその周辺の安全確保が全てに優先する。特に原子炉の運転及び臨界管理等に関して定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であり、これらについては炉規法に基づいて定められた保安規定に従い実施している。これらの安全確保対策とは別に、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で実験所の敷地外へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災の基本である。このため、炉規法、原災法及びその他の原子力災害防止に関する法律を遵守し、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害が発生した場合には原子力災害の拡大の防止及び復旧を図るために実施する事項について定めておく必要がある。

以上により、実験所における原子力災害対策の適切かつ迅速な遂行に資するため、次に掲げる原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の各段階における諸施策につ

いてこの計画を定め、原子力災害対策の推進を図ることとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための特定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施及び関係機関への要員派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかに災害復旧対策を行うための原子力災害事後対策の実施及び原子力災害地域復旧のための関係機関への要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及び原子力防災補佐要員は、平常時から原子力災害対策活動について理解しておくとともに、緊急時にはこの計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力事業者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。

1. この計画を修正しようとするときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原災法第30条にいう原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ大阪府知事及び熊取町長と協議しなければならない。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにしたうえで、この計画を修正しようとする日の60日前までにこの計画の案を提出して行うものとする。なお、泉佐野市長及び貝塚市長に対してもこれに準じた取り扱いを行う。
3. この計画を修正したときは、速やかに様式第1に定める届出書により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長及び貝塚市長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存して置く。

なお、原子力事業者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、大阪府知事及び熊取町長に報告する。この場合において、泉佐野市長及び貝塚市長に対してもこれに準じた取り扱いを行う。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時態勢を区分する。

表 緊急時態勢の区分

原子力災害の情勢	緊急時態勢の区分
別表第1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し第1次緊急時態勢をとる必要がなくなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表第2の状態となり、その旨を関係機関に報告するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が同法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2次緊急時態勢

注) 原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた以後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時態勢を継続することができる。

2. 原子力防災組織

- (1) 原子力事業者は、実験所に原子力防災組織を別図第1のとおり設置する。
- (2) 原子力事業者は、原子力防災組織に、原子力災害が発生した場合に直ちに別表第3に定

める業務を行える原子力防災要員及び原子力防災補佐要員(以下「緊急時対策要員」という。)を置く。なお、別図第1及び別表第3は、複数の施設での同時発災を考慮した組織及び要員数である。

- (3) 原子力防災組織は、別図第2に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- (4) 原子力事業者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に様式第2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。この場合において、泉佐野市長及び貝塚市長に対してもこれに準じた取り扱いを行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の主な職務は以下のとおりとする。
 - ① 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- (6) 原子力防災管理者は、関係機関から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者

(1) 原子力防災管理者の職務

- ① 原子力防災管理者は、実験所の所長とし、原子力防災組織を統括管理する。
- ② 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に定められた別表第1の事象が発生した場合、直ちに関係機関へ通報し、緊急事態勢を発令する。
- ③ 原子力防災管理者は、緊急事態勢を発令した場合、直ちに緊急時対策要員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のための応急措置を行わせるとともに、その概要を関係機関へ報告する。

- ④ 原子力防災管理者は、原災法第 15 条第 1 項に定められた別表第 2 の事象が発生した場合、直ちに関係機関へ報告する。
- ⑤ 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ⑥ 原子力防災管理者は、原子力防災要員など原子力防災組織構成員に対して原子力緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者を別表第 4 のとおり置く。副原子力防災管理者は原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在の時は、その職務を代行する。原子力防災管理者の代行順位は、同表のとおりとする。

- (3) 原子力事業者は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に 7 日以内に様式第 3 の届出書により届け出る。この場合において、泉佐野市長及び貝塚市長に対してもこれに準じた取り扱いを行う。

- (4) 原子力事業者は、関係機関から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第 2 節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第 1 に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに備えて、別図第 3-1 及び別図第 3-2 に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、関係機関から、原災法第 10 条第 1 項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原災法第10条第1項に基づく通報後の情報連絡体制

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の関係機関への報告及び連絡のために、別図第4-1及び別図第4-2に定める連絡体制を整備しておくものとする。

2. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図第5に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合は、直ちに原子力事業者に報告する。

(2) 緊急対策本部の設置と緊急作業団の召集

原子力防災管理者は、実験所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に緊急対策本部を設置し、緊急作業団を非常召集する。緊急対策本部は原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員により構成され、緊急作業団は緊急時対策要員により構成される。

緊急対策本部長（以下「本部長」という。）は、原子力防災管理者をあて、その職務を遂行し、緊急対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副原子力防災管理者をあて、本部長の職務を補佐する。なお、本部長が不在の時は、副本部長がその職務を代行する。緊急対策本部は事務棟防災管理者室に置く。

(3) 緊急時態勢の解除

本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

- ① 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後同法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- ② 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

なお本部長は、実験所の緊急時態勢を解除したとき、原子力事業者に報告するとともに、緊急対策本部を廃止し、緊急作業団を解散する。

3. 緊急時態勢における権限の行使

- (1) 緊急時態勢が発令された場合は、実験所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、緊急対策本部のもとで行う。
- (2) 緊急時態勢が発令された場合は、本部長が職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であって緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 緊急対策本部員は、本部長又は副本部長の指揮のもとで、自己の統括する緊急作業団の班の業務、自己の役割・任務等に基づく原子力災害対策活動に従事する。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備

原子力事業者は、原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第6に定めるとおり整備し、次の措置を講ずる。なお、モニタリングポストの仕様は以下のとおりとする。

測定器：NaI(Tl) (2" ϕ × 2")

測定範囲： $10^{-2} \mu\text{Gy/h}$ ～ $10^2 \mu\text{Gy/h}$

- (1) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストを点検し、その機能が正常であることを確認する。
- (2) モニタリングポストが故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理等の措置を講ずるとともに、修理が完了するまで以下の代替手法を講ずる。
 - ① 隣接するモニタリングポストの指示値に異常がないことを確認する。
 - ② 原子炉施設の運転状態に異常がないことを確認する。
 - ③ 12時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、可搬式モニタリングポスト等を当該地点近傍に設置し、測定値を記録計等で記録する。1回／1日以上記録された値を確認する。

- (3) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、様式第4に定める現況届出書により内閣総理大臣及び原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に7日以内に届け出る。この場合において、泉佐野市長及び貝塚市長に対してもこれに準じた取り扱いを行う。
- (4) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、前号の現況届出書と併せて性能検査申請書を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に提出する。
- (5) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録し、1年間保存するとともに、測定した放射線量を公表する。
- (6) 関係機関からモニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより測定された放射線量の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行うとともに、その評価を関係機関と共有する。

2. 原子力防災資機材等の整備

原子力事業者は、原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材に関して次の措置を講ずる。

(1) 原子力防災資機材

- ① 別表第5-1に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に点検し、常に使用可能な状態に整備しておく。
- ② 原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理等の措置を講ずるかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- ③ 原子力防災資機材を備え付けたときは、様式第5に定める届出書により内閣総理大臣及び原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。この場合において、泉佐野市長及び貝塚市長に対してもこれに準じた取り扱いを行う。
- ④ 関係機関から原子力防災資機材の状況についての報告を求められたときはこれを行

う。

(2) その他の原子力防災資機材

- ① 別表第5-2に定めるその他の原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に点検し、常に使用可能な状態に整備して置く。
- ② その他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理等の措置を講ずるかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

3. 気象観測設備

- (1) 原子力防災管理者は、気象観測設備の位置を別図第6に定めるとおりとし、常に使用可能な状態に整備する。なお、気象観測設備は気象庁検定を受けたものを用い、仕様は以下のとおりとする。

観測設備：超音波型風向風速計

測定高さ：11m 及び 35m

- (2) 原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理するとともに、代替手段を講じる。
- (3) 原子力防災管理者は、気象観測設備により観測したデータを1年間保存する。

第4節 原子力災害活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料

原子力事業者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料の内、別表第6に定める資料を緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について年1回見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力事業者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料の内、別表第6に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、

これらの資料について年1回見直しを行う。

3. 緊急対策本部に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第6に定める資料を事務棟防災管理者室に備え付け、緊急対策本部において使用する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急対策本部室

原子力防災管理者は、緊急対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 集合及び避難場所

原子力防災管理者は、集合及び避難場所を原子力防災要員その他必要な関係者に周知する。

3. 放送装置

原子力防災管理者は、所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

4. 緊急時医療用除染施設

原子力防災管理者は、緊急時医療用除染施設を常に使用可能な状態に整備する。また、緊急時医療用除染施設に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育

原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について、毎年度当初に計画を立案し、防災教育を実施する。また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにする

とともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 防災活動及び組織に関する事項
2. 実験所の施設に関する事項
3. 放射線防護に関する事項
4. 核燃料物質に関する事項
5. 臨界安全管理に関する事項
6. 研究用原子炉及び臨界装置の特性に関する事項
7. 放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する事項

第7節 防災訓練

1. 実験所における訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、毎年度当初に計画を立案し、次に掲げる防災訓練を実施する。
 - ① 通報訓練
 - ② 情報連絡訓練
 - ③ 緊急時除染・搬送訓練
 - ④ モニタリング訓練
 - ⑤ 避難誘導訓練
 - ⑥ 総合訓練
- (2) 原子力防災管理者は、総合訓練の実施要領等について、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (3) 防災訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて見直しを行う。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定の参加要請に基づ

き参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

3. 国への実施結果の報告

原災法第15条第1項に定められた別表第2の事象を想定した防災訓練を実施したときには、様式第6により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

第8節 関係機関との連携

原子力事業者は、関係機関と相互に連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるため、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第32条第1項に基づく実験所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査についての対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

- (5) 原子力規制委員会又は国土交通大臣から炉規法第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（大阪府、熊取町、泉佐野市、貝塚市）と平常時から協調し、防災情報の

収集及び提供、緊急時モニタリング体制の整備・維持等に関して相互連携を図る。

- (2) 地方防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 大阪府知事、熊取町長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 大阪府知事、熊取町長から原災法第32条第1項に基づく実験所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。
- (5) 泉佐野市長及び貝塚市長から前号の申し出があった場合にも前号に準じた対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（泉州南消防組合熊取消防署、泉佐野警察署、岸和田海上保安署及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、実験所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓蒙を行うものとする。

- 1. 原子力事業所の概要
- 2. 原子力災害とその特殊性
- 3. 放射性物質及び放射線の特性
- 4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて様式第7又は様式第9に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに別図第3-1に定められた通報先に通報する。

ただし、事業所外運搬の場合にあつては、様式第7又は様式第9に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに別図第3-2に定められた通報先に通報する。

- (2) (1) によることができない場合には、通報は、様式第7に定められた事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認する。
- (3) 原子力防災管理者は、大阪府において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、直ちに原災法第10条第1項に基づく通報に準じて、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長へ連絡するものとする。
- (4) 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を関係機関と連絡をとりつつ、報道機関へ発表する。
- (5) 原子力防災管理者は、上記の通報等を行った場合、その内容を記録として保存する。

2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、第2章第1節第1項の「緊急時態勢の区分」に基づき、直ちに緊急時態勢を発令する。

なお、原子力防災管理者は事象の進展によっては、第1次緊急時態勢を発令せず、直接第2次緊急時態勢を発令する。その場合の緊急時態勢の発令は、第3章第3節「原子力緊急事態宣言発令時の措置」に準ずる。

- (2) 原子力防災管理者は、前号に規定する緊急時態勢を発令した場合は、直ちに原子力事業者に報告する。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時態勢発令後、第2章第2節第2項(2)に規定する緊急対策本部構成員及び緊急作業団構成員を、所内放送又は緊急時連絡網等によって非常召集する。
- (4) 緊急対策本部が設置された後は、原子力防災管理者が本部長となり活動を開始する。
- (5) 原子力防災管理者は、事業所外運搬にかかる事象の発生の場合にあつては、実験所に緊急対策本部を設置するとともに、事象の状況に応じて、必要な原子力防災要員あるいは原子力防災補佐要員及び資機材を派遣・輸送し、事象発生地にて原子力防災組織の業務の一部を行う。

3. 情報の収集と提供

- (1) 本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等の情報を迅速かつ的確に収集する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因及び状況
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 実験所敷地周辺等における放射線量又は放射性物質の濃度
 - ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - ⑥ 気象状況
 - ⑦ 収束の見通し
 - ⑧ その他必要と認める事項
- (2) 本部長は、上記収集内容を、様式第8に定められた連絡様式に従い、別図第4-1(ただし、事業所外運搬の場合にあつては別図第4-2)に定められた関係機関に速やかに連絡することとし、国、府、関係市町村、及びその他の防災関係機関が実施する応急対策活動に支障の生ずることがないように努める。
- (3) 本部長は、通報、連絡を行う場合、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、

送信した旨を直ちに電話で主な通報連絡先に連絡する。

4. 電話回線の確保

本部長は通報、連絡を行う場合、第2章第3節第2項に示す設備及び加入電話等を利用して行う。また必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

本部長は、緊急時態勢を発令した場合、次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

緊急時態勢が発令された場合、原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等に対し避難警告を行うとともに、速やかに避難場所（事務棟会議室）へ避難させる。

(2) 事業所敷地外への避難

避難者を実験所敷地外へ避難させる必要がある場合は、実験所敷地外へ避難させるとともに、その旨を直ちに大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長、貝塚市長及び原子力防災専門官に連絡する。

(3) 実験所への入域制限

緊急時態勢発令後においては、実験所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射線量及び放射性物質濃度の測定

本部長は実験所内及び実験所敷地周辺の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を継続的に行い、放射性物質が実験所敷地外に放出された場合、モニタリングポストのデータ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定し、その結果を関係機関へ連絡する。

3. 緊急時医療

(1) 負傷者等の救助活動

本部長は、負傷者等（負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者をいう。）がいる場合は、負傷者等を放射線による影響の少ない場所に、速やかに救出する等の必要な措置を講ずる。

(2) 応急処置及び連絡

本部長は、負傷者等に対し可能な限りの応急処置及び除染等の措置を講じ、別に定めるマニュアル等に従い、必要な措置を講じる。

(3) 医療活動及び二次災害防止に関する措置

本部長は、被災者に対する適切な医療及び救急隊等の被ばく管理に資するため、医療機関等への移送及び治療の依頼等を行う場合、救急隊到着時に事故の概要、被災者の放射性物質による汚染の状況、移送及び治療の際の放射線量等の情報を伝達する等の必要な措置を講ずるとともに、放射線管理を行う原子力防災要員等を随行させる。

また、被災者の搬送時における放射性物質による汚染の拡大防止等に協力、支援する。

4. 消火活動

本部長は速やかに火災の状況を把握し、職員の安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を放送等により周知するほか、標識等により明示する。さらに避難者及び緊急時活動要員の被ばく線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価等

本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、

放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

本部長は、緊急時態勢を発令したときは、実験所内に報道機関のための広報場所を開設し、広報を行う。ただし、オフサイトセンターの運営が開始された場合には、オフサイトセンターに広報拠点を移設する。また、市町が行う周辺住民への広報活動については、積極的に協力する。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

本部長は、警報盤の計器等での監視及び可能な範囲での巡視点検の実施により、設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

(2) 応急の復旧対策

本部長は、原子力災害の拡大防止を図るため、応急復旧計画を策定し、それに基づき速やかに復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため、次に掲げる事項について検討し、実施するものとする。

(1) 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な措置を講ずる。

(2) 事故の拡大のおそれがある施設については、事故拡大防止に必要な措置を講ずる。

(3) その他の施設については、その保安維持を行う。

(4) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達及び輸送

本部長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達し、輸送する。

11. 事業所外運搬に係る事象発生時における措置

本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防署、警察署及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や、付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

12. 応急措置の実施報告

本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第8に定める連絡様式にその概要を記載し、別図第4-1に定められた関係機関に定期的に報告する。

ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、別図第4-2に定められた関係機関に定期的に報告する。

13. 原子力防災要員の派遣等

本部長は、緊急時態勢を発令した場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長、貝塚市長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第7に定める原子力防災要

員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(1) オフサイトセンターの業務に関する事項

- ① オフサイトセンターの設営準備助勢
- ② 実験所とオフサイトセンターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会への参加等

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、原子力事業者は必要に応じて他の原子力事業者の支援を要請する。

第3節 原子力緊急事態宣言発令時の措置

1. 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 本部長は、周辺環境の放射線量又は原子炉施設等の状態が原災法第15条第1項に定められた基準である別表第2に定められた状態に至った場合は、様式第9に定められた報告様式に従って、別図第4-1に定められた関係機関に報告する。ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、別図第4-2に定められた関係機関に報告する。
- (2) 本部長は、この報告を行ったとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときは、第2次緊急時態勢を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等への連絡報告

- (1) 本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣される原子力防災要員と密接に連絡を取る。本部長は原子力災害合同対策協議会から実験所に要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 本部長は、関係機関に原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について適宜報告する。

3. 応急措置の継続実施

本部長は、第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間継続して実施する。事業所外運搬における事象の発生の場合も同様とする。

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力事業者は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 実験所内の対策

1. 復旧対策

本部長は、原子力災害発生後の事態收拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定し、それに基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設等の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設等の除染の実施
- (3) 原子炉施設等損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の漏えいの防止
- (5) 復旧対策の実施体制、実施担当者及び実施工程

本部長は、関係機関に原子力災害事後対策の実施に関する事項について適宜報告する。

2. 被災者の相談窓口の設置

原子力事業者は、被災者の損害賠償請求等のための相談窓口を設置する等、必要な体制を速やかに整備する。

3. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加

本部長は、指名した者を原子力災害合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、原子力災害合同対策協議会の決定事項を対策本部に指示、伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。本部長は、原子力災害合同対策協議会において出された要求事項について、必要な対策を行う。

4. 緊急時態勢の解除

本部長は、第2章第2節第2項(3)「緊急時態勢の解除」に基づき緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図第4-1又は別図第4-2に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力事業者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長、貝塚市長、その他の執行機関が実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項について別表第8に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。また、資機材の貸与にあたって、資機材が不足する場合、本部長は他の原子力事業者に協力を要請する。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 実験所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) 被災者の相談窓口の設置

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

なお、派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）の指示に基づき、必要な業務を行う。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業所への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力事業者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表第9に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

ただし、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所で」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に」に読み替えて準用する。

なお、派遣要員及び原子力資機材等の輸送手段として、車両等を使用することとするが、道路等の状況に応じて、別途、必要な措置を講じる。

第2節 他の原子力事業者との協定

大阪府域の原子力事業者間における原子力災害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的として、大阪府、原子燃料工業、近畿大学及び京都大学の間で「原子力災害時の相互支援に関する協定書」（平成13年5月28日付）を締結し、応急対策の強化と原子力事業者間の応援活動等について、相互に協力することを定めている。

附 記

この原子力事業者防災業務計画は、平成12年11月16日付けで作成する。

この原子力事業者防災業務計画は、平成13年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成14年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成15年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成16年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成19年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成20年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成21年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成23年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成24年11月16日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成25年3月18日付けで作成する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成25年12月1日付けで作成する。

原子力事業者防災業務計画別紙

原子力事業者防災業務計画別紙目次

- 別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準
- 別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表第3 原子力防災要員及び原子力防災補佐要員の職務
- 別表第4 副原子力防災管理者と原子力防災管理者の代行順位
- 別表第5－1 原子力防災資機材
- 別表第5－2 その他の原子力防災資機材
- 別表第6 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表第7 緊急時応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表第8 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表第9 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

- 別図第1 原子力防災組織
- 別図第2 原子力防災組織（原子力災害時）の業務分掌
- 別図第3－1 原災法第10条第1項に基づく通報経路（実験所内での事象発生時）
- 別図第3－2 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事業所外運搬での事象発生時）
- 別図第4－1 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡経路（実験所内での事象発生時）
- 別図第4－2 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡経路（事業所外運搬での事象発生時）
- 別図第5 緊急時態勢発令時の非常召集連絡経路
- 別図第6 気象観測塔と実験所敷地境界付近のモニタリングポスト配置図
- 別図第7 原子力防災資機材等保管場所

- 様式第1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）の届出書
- 様式第2 原子力防災要員現況届出書
- 様式第3 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の選任・解任届出書
- 様式第4 放射線測定設備現況届出書
- 様式第5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式第6 防災訓練実施結果報告書
- 様式第7 特定事象発生時の通報様式（原災法第10条第1項事象）
- 様式第8 応急措置の概要の報告
- 様式第9 原災法第15条第1項事象発生時の報告様式

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（1／9）

略称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μSv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2（原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示（原子力規制委員会が定める測定設備） 政令第4条第3項（前項の定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（2／9）

略称	法	令				
(2) 放射性物質通常経路放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5 μSv/h （1）参照 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上覧に掲げる場合に依じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする（表は6/9、7/9に添付する）。					
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50 μSv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 μSv/h 以上の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に依じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。					
		<table><tr><th>原子炉設置者</th></tr><tr><td>実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域</td></tr><tr><th>使用者</th></tr><tr><td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域</td></tr></table>	原子炉設置者	実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域	使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域
原子炉設置者						
実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域						
使用者						
核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域						
	前号に規定する場所：当該原子力施設における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 （2）参照。					

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3／9）

略称	法 令
	原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 - 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 - 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 - 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 - 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 - 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
（4） 事業所外運搬放射線量異常	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（4／9）

略称	法 令
(5) その他の 事象（イ）	政令第4条第4項第5号 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第6条第4項第4号において同じ。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上覧に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの (抜粋) ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。） (1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。 (2) 原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 (3) 原子炉制御室が使用できなくなること。 二 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（5／9）

略称	法 令
(5) その他の 事象（ロ）	政令第4条第4項第6号 前各号に掲げるもののほか、第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象 政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。 政令第6条第4項第4号 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第14条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 （抜粋） ホ 試験研究用原子炉施設 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（6／9）

添付 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項に基づく基準（1／2）

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（7／9）

添付 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項に基づく基準（2／2）

場 合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (8/9)
別表 (原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係)

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

		単位 [m ³ /s]																		
		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																		
放射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 地 点 の 地 表 か ら の 高 さ (注)	(m)	20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上
		1×10 ⁻²	1×10 ⁻²	1×10 ⁻²	1×10 ⁻²	1×10 ⁻²	5×10 ⁻²	5×10 ⁻²	1×10 ⁻³	1×10 ⁻³	1×10 ⁻³	5×10 ⁻³	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴
1未満		1×10 ⁻²	1×10 ⁻²	1×10 ⁻²	1×10 ⁻²	1×10 ⁻²	5×10 ⁻²	5×10 ⁻²	1×10 ⁻³	1×10 ⁻³	1×10 ⁻³	5×10 ⁻³	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴
1以上 10未満		1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	1×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴	5×10 ⁻⁴
10以上 20未満		1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵
20以上 30未満		1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵
30以上 40未満		1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵
40以上 50未満		1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁵
50以上 60未満		5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
60以上 70未満		5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	5×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
70以上 80未満		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
80以上 90未満		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
90以上 100未満		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
100以上 110未満		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
110以上 120未満		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
120以上 130未満		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
130以上 140未満		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶
140以上 150未満		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	5×10 ⁻⁶
150以上		1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁶	5×10 ⁻⁶	5×10 ⁻⁶	5×10 ⁻⁶	5×10 ⁻⁶

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (9/9)
別表 (原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係)

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

		単位 [m ³]																			
		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																			
放射 性物 質	20未満 5×10 ⁵	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上		
		1未満 5×10 ⁶	1×10 ⁵	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁹	5×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹		
が放出される地点の地表からの高さ (注)	10未満	5×10 ⁶	5×10 ⁵	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹		
	10以上	5×10 ⁶	5×10 ⁵	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹		
	10以上	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹		
	20未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹		
	20以上	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹		
	30未満	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹		
	30以上	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹		
	40未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
	40以上	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
	50未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
	50以上	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
	60未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
	60以上	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
	70未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
	70以上	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
	80未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰		
80以上	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰			
90未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
90以上	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
100未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
100以上	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
110未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
110以上	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
120未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
120以上	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
130未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
130以上	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰			
140未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹			
140以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹			
150未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹			
150以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹			

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さをを用いることができる。

別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1／3）

略称	法 令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 略 政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 略 政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。） 5 μSv/h 二 （以下、略）
(2) 放射性物 質通常放 出経路	法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（2／3）

略称	法 令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 - 一 略 - 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h - 三 略 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
(4) 事業所外運搬放射線量異常	政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 - 一 略 - 二 略 - 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h

別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3／3）

略称	法 令
(5) その他の 事象	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。 政令第6条第4項第4号 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第14条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 (抜粋) ホ 試験研究用原子炉施設 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表第 3 原子力防災要員及び原子力防災補佐要員の職務

職 務	原子力防災要員	原子力防災補佐要員	備考
情報の整理、関係者との連絡調整	2 名	2 名	業務 1
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等	2 名	2 名	業務 2
広報	2 名	2 名	業務 3
放射線量の測定その他の状況の把握	2 名	1 0 名	業務 4
原子力災害の発生又は拡大の防止	2 名	1 0 名	業務 5
施設設備の整備・点検、応急の復旧	2 名	6 名	業務 6
放射性物質による汚染の除去	2 名	6 名	業務 7
医療に関する措置	2 名	3 名	業務 8
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送	2 名	3 名	業務 9
原子力事業所内の警備等	2 名	5 名	業務 1 0
消火水防	2 名	6 名	業務 1 1

別表第4 副原子力防災管理者と原子力防災管理者の代行順位

代行順位	職 制
1	安全管理本部長
2	中央管理室長
3	研究炉部長
4	臨界装置部長
5	放射線管理部長
6	核燃料管理室長
7	技術室長
8	事務長

別表第5-1 原子力防災資機材 (1/2)

原子力防災資機材の種類		配置数	配置場所	点検内容	点検頻度
放射線障害 防護用器具	汚染防護服	60 組	資機材倉庫	外観・員数	6 ヶ月毎
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	12 個		外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	フィルター付き防護マスク	25 個		外観・員数	6 ヶ月毎
非常用通信機器	緊急時電話回線	2 回線	研究棟 事務棟	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	ファクシミリ	3 台	研究棟(1) 事務棟(2)	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	携帯電話	20 台	個人が携帯	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	無線機	15 台 ^{*1}	研究棟 守衛所 ガレージ	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	排気筒モニタリング設備 その他固定式測定器	3 台	原子炉棟 臨界装置棟 使用済燃料室	動作	1 ヶ月毎
計測器等	ガンマ線測定用サーベイメータ	5 台	原子炉棟(3) 中央観測所(1) 臨界装置棟(1)	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	中性子線測定用サーベイメータ	2 台	原子炉棟 中央観測所	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	空間放射線積算線量計	30 個	環境放射能核種 別分析測定室	員数	6 ヶ月毎
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4 台	原子炉棟	外観・員数・動作	6 ヶ月毎

別表第5-1 原子力防災資機材 (2/2)

原子力防災資機材の種類			配置数	配置場所	点検内容	点検頻度
その他資機材	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4 台	原子炉棟 中央観測所 資機材倉庫	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
		測定器	1 台	原子炉棟	外観・動作	6 ヶ月毎
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	2 台	資機材倉庫	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
		測定器	1 台	原子炉棟	外観・動作	6 ヶ月毎
	個人用外部被ばく線量測定器		30 台	原子炉棟(20) 研究棟(10)	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	その他	モニタリングカー	1 台	ガレージ	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	ヨウ素剤		2000 錠	図書棟	員数	6 ヶ月毎
	担架		2 台	図書棟 原子炉棟	外観・員数	6 ヶ月毎
	除染用具		1 式	原子炉棟	外観・員数	6 ヶ月毎
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		2 台	ガレージ	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		11 式 ^{*2}	所内各所 資機材倉庫	外観・員数・動作	6 ヶ月毎	

*1：所内連絡用 13 台（研究棟 11 台、ガレージ 2 台）、

所外連絡用 2 台（研究棟、守衛所）

*2：屋外消火栓設備 10 箇所、小型消防ポンプ設備 1 台

別表第5－2 その他の原子力防災資機材

原子力防災資機材の種類		配置数	配置場所	点検内容	点検頻度
非常用電源設備	可搬型発電機	2 台	原子炉棟 臨界装置棟	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
通信関係	緊急呼出システム	1 台	研究棟	外観・動作	6 ヶ月毎
	衛星電話	1 台	事務棟	外観・員数・動作	6 ヶ月毎
	実験所内放送設備	1 式	研究棟 原子炉棟 臨界装置棟	外観・員数・動作	1 ヶ月毎
非常食関係	非常食セット	1 式	ガレージ	外観・員数	6 ヶ月毎
医療関係	救急用具	1 式	図書棟	外観・員数	6 ヶ月毎
その他の資機材	40 トンタンク	1 台	原子炉棟	外観	6 ヶ月毎

別表第6 原子力災害対策活動で使用する資料

	資 料 名
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 規定・マニュアル類 ① 原子力事業者防災業務計画 ※ ② 原子炉施設保安規定 ※ ③ 核燃料物質使用施設保安規定 ※ ④ 原子炉実験所消防計画 ⑤ 放射線障害予防規程 (2) 防災組織、体制等の資料 ① 原子力防災組織表 ② 緊急時連絡先一覧表
2. 原子力災害対策活動に必要とされる資料	(1) 原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉）※ (2) 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置）※ (3) 核燃料物質使用変更承認申請書 ※ (4) 原子炉施設保安指示書（KUR） (5) KUCA保安指示書 (6) 施設配置図 ※ (7) 設備及び放射線計測機器配置図 (8) 主要設備の構造の概要（設工認申請書控え） (9) 気象観測データ (10) 空間線量測定データ (11) 環境試料測定データ (12) 実験所周辺地図 (13) 実験所周辺航空写真 (14) 社会環境資料

(注1) ※印資料は原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する資料である。

(注2) ※印資料は原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する資料である。

別表第7 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、
原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災 要員の派遣	原子力防災資機材の貸与	
原子力災害対策本部における業務に関する事項	副原子力防災管理者	1名		
	情報・連絡班	2名		
	第1工作班	1名		
	第2工作班	2名		
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	調査班	2名	汚染防護服	10組
	第3工作班	2名	呼吸用ボンベ付き一体型防護マスク	3個
			フィルター付き防護マスク	10個
			ガンマ線測定用サーベイメータ	2台
			空間放射線積算線量計	10個
			可搬式ダストサンプラー	1台
			可搬式ヨウ素サンプラー	1台
			個人用外部被ばく線量測定器	20台
			ヨウ素剤	1000錠
原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項		2名		

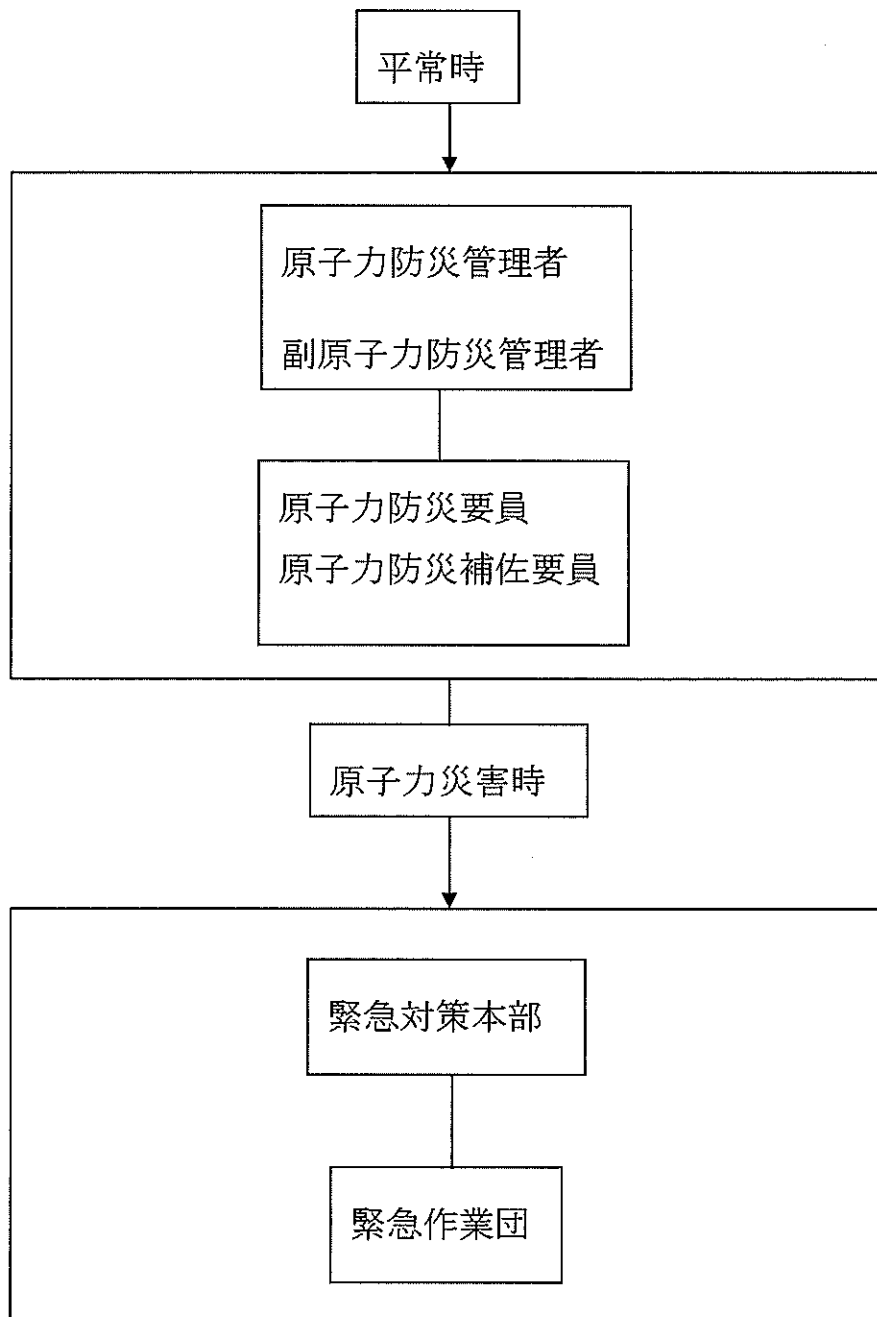
別表第 8 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与	
原子力災害対策本部における業務に関する事項	副原子力防災管理者	1 名		
	情報・連絡班	2 名		
	第 1 工作班	1 名		
	第 2 工作班	2 名		
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	調査班	2 名	汚染防護服	10 組
	第 3 工作班	2 名	呼吸用ボンベ付き 一体型防護マスク	3 個
			フィルター付き防護マスク	10 個
			ガンマ線測定用サーベイメータ	2 台
			空間放射線積算線量計	10 個
			可搬式ダストサンブロー	1 台
			可搬式ヨウ素サンブロー	1 台
			個人用外部被ばく線量測定器	20 台
			ヨウ素剤	1000 錠

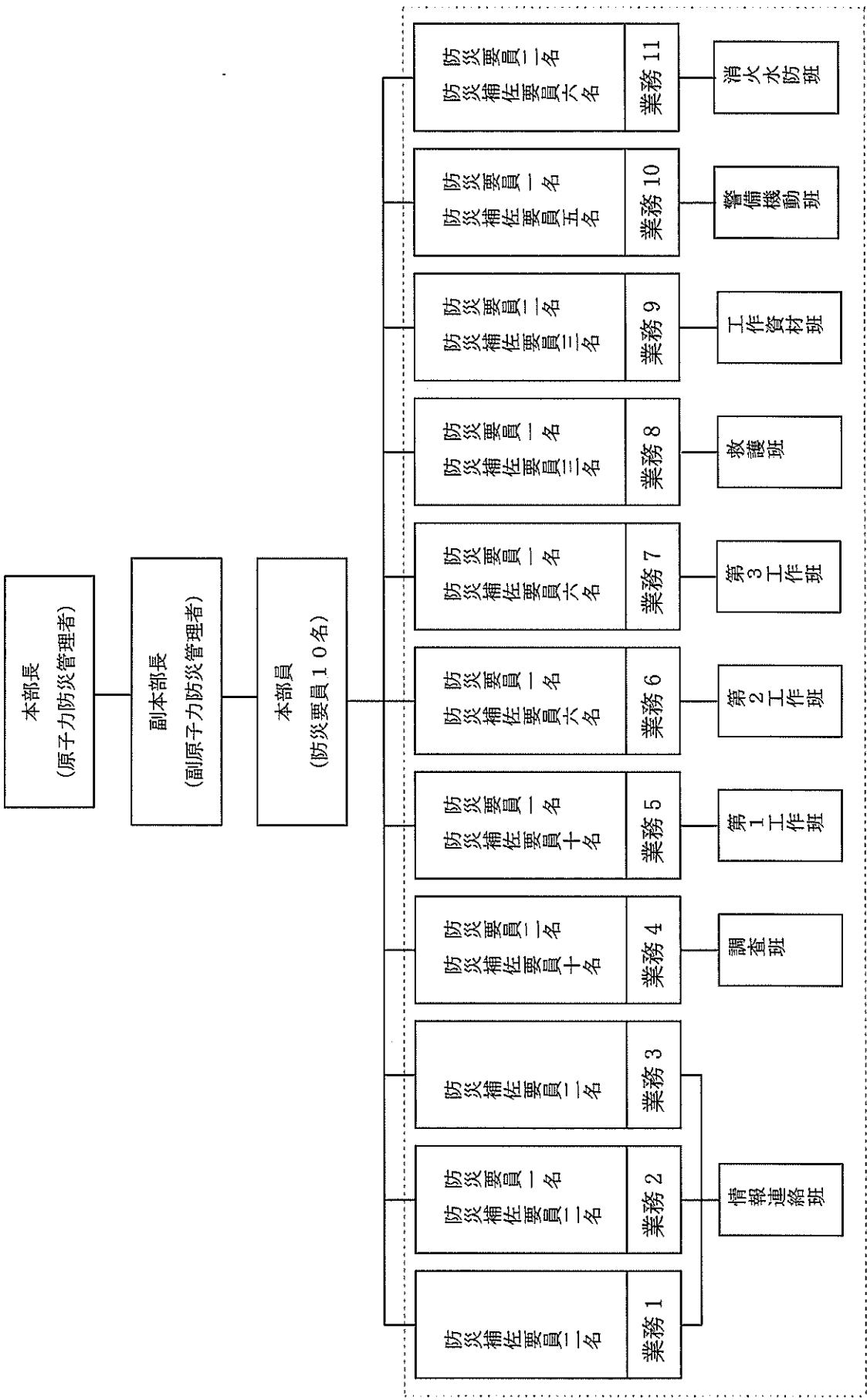
別表第9 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与	
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	調査班	2名	汚染防護服	10組
	第3工作班	2名	呼吸用ボンベ付き一体型防護マスク	3個
			フィルター付き防護マスク	10個
			ガンマ線測定用サーベイメータ	2台
			空間放射線積算線量計	10個
			可搬式ダストサンプラー	1台
			可搬式ヨウ素サンプラー	1台
			個人用外部被ばく線量測定器	20台
			ヨウ素剤	1000錠

別図第1 原子力防災組織



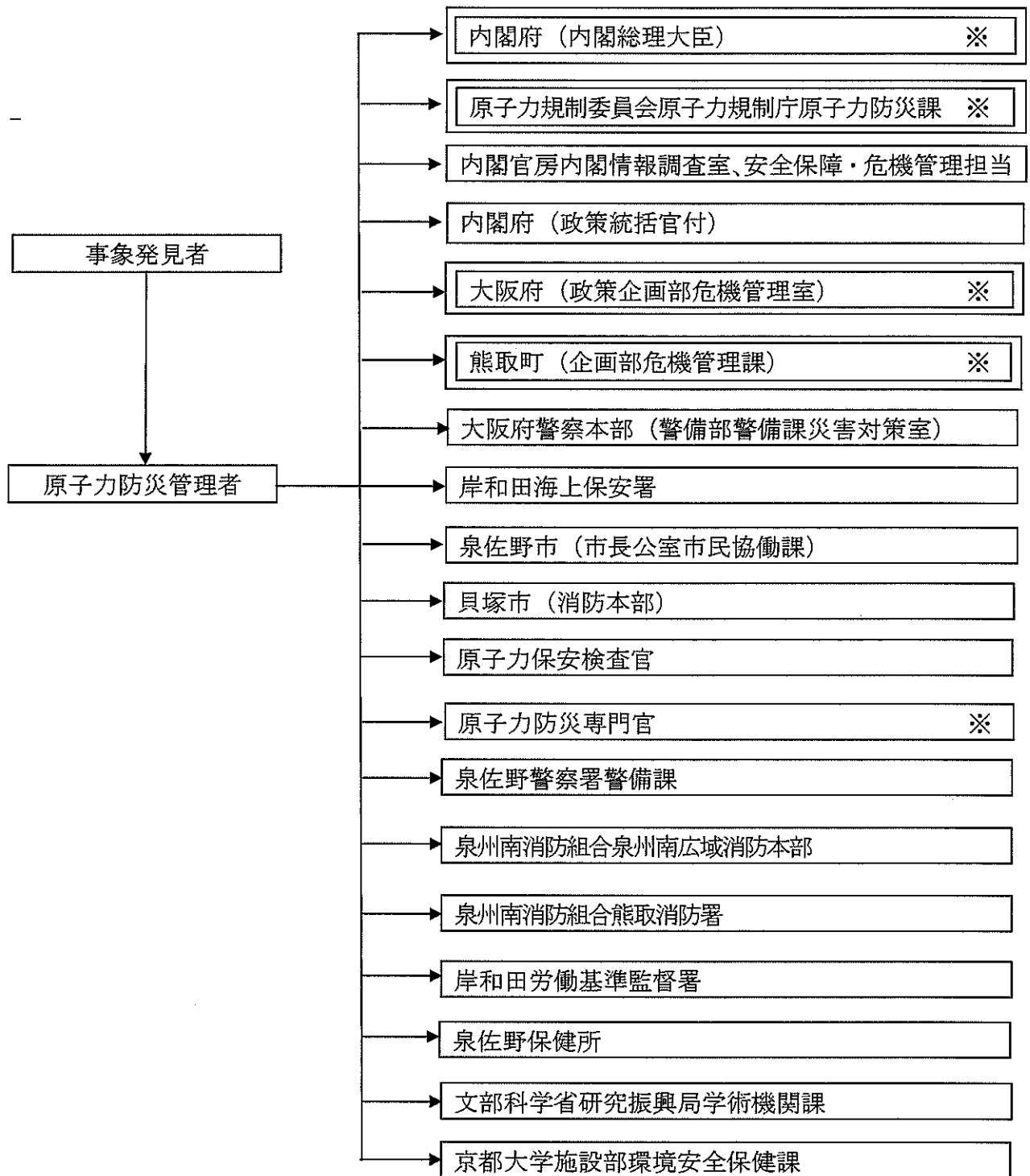
別図第2 原子力防災組織（原子力災害時）の業務分掌



各緊急作業団の職務（業務1～11）は別表第3を参照

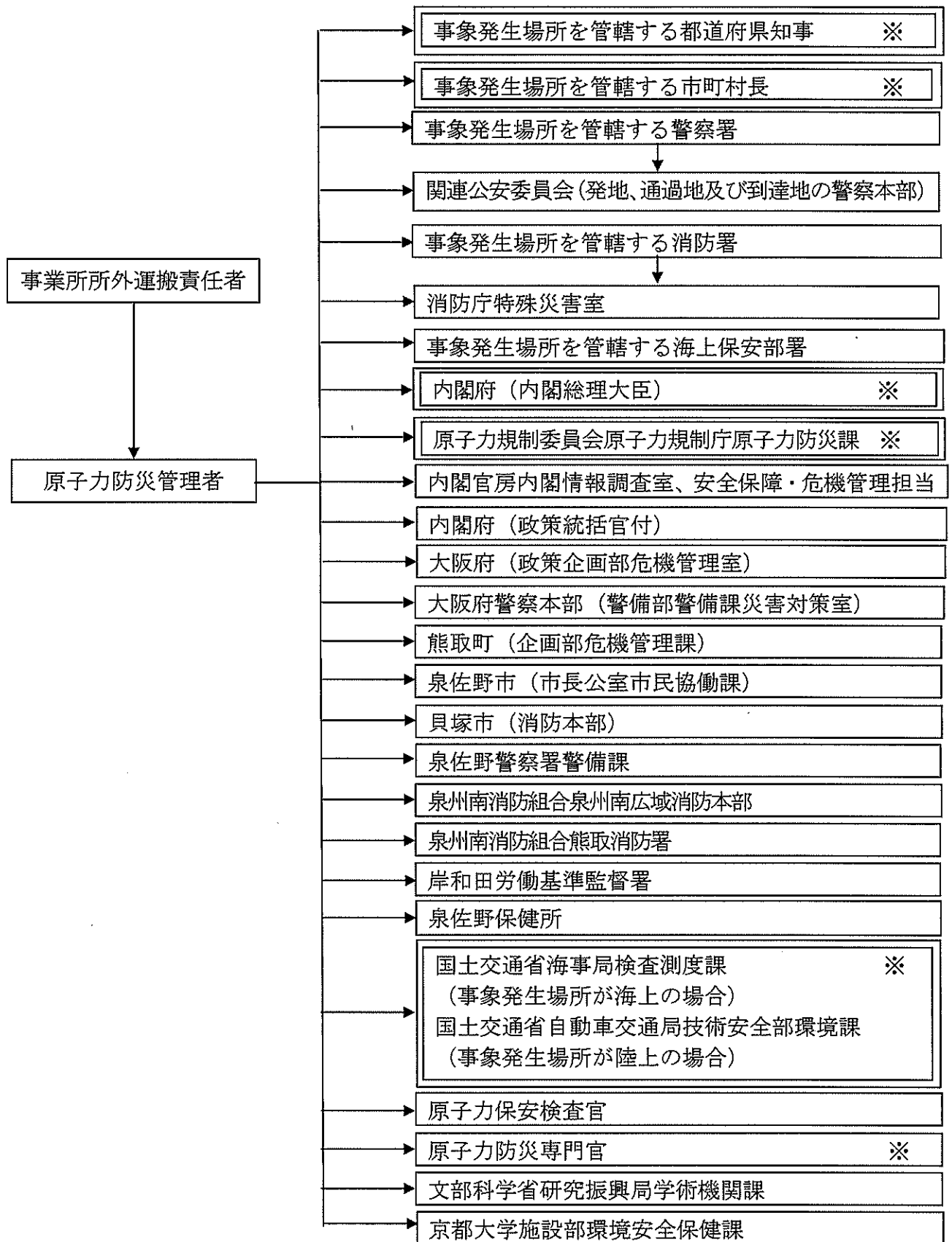
緊急作業団

別図第3—1 原災法第10条第1項に基づく通報経路
実験所内での事象発生時



- : 原災法第10条第1項に基づく通報先
 : その他関係機関
 ※ : 電話によるファクシミリ着信の確認を行う

別図第3-2 原災法第10条第1項に基づく通報経路
事業所外運搬での事象発生時



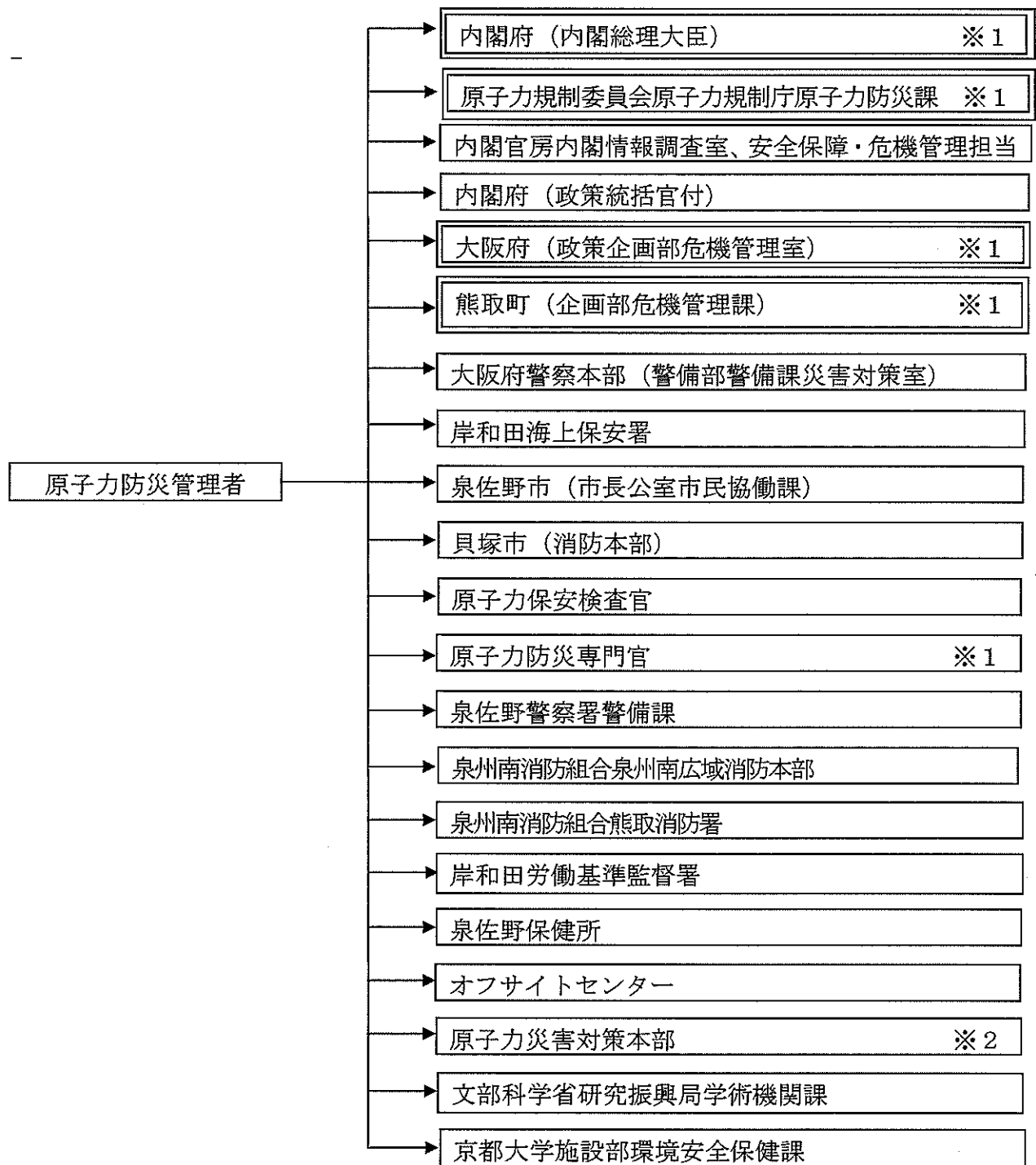
: 原災法第10条第1項に基づく通報先



: その他関係機関

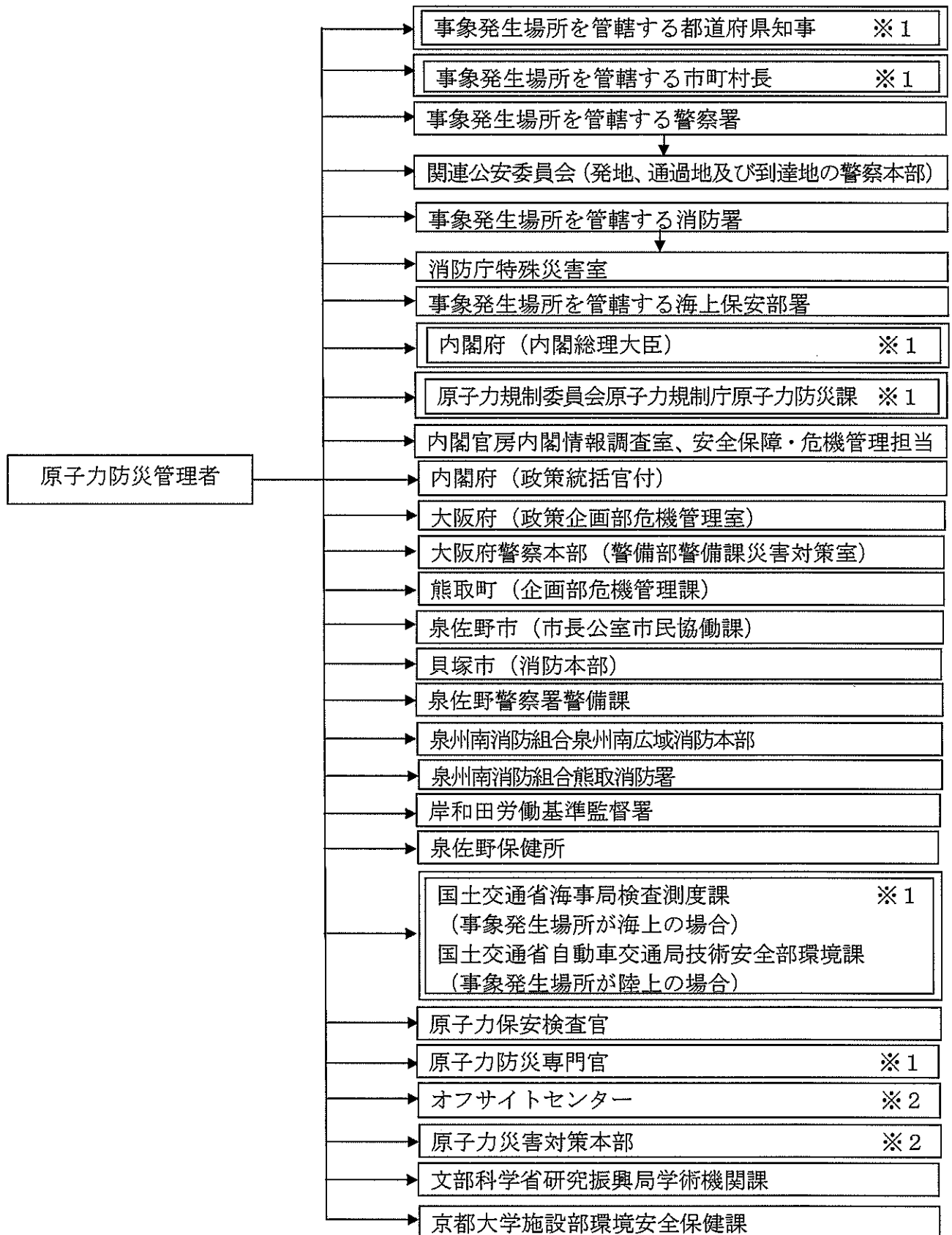
※ : 電話によるファクシミリ着信の確認を行う機関

別図第4—1 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡経路
実験所内での事象発生時



- : 原災法第25条第2項に基づく通報先
 : その他関係機関
 ※1 : 電話によるファクシミリ着信の確認を行う機関
 ※2 : 設置されている場合

別図第4—2 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡経路
事業所外運搬での事象発生時



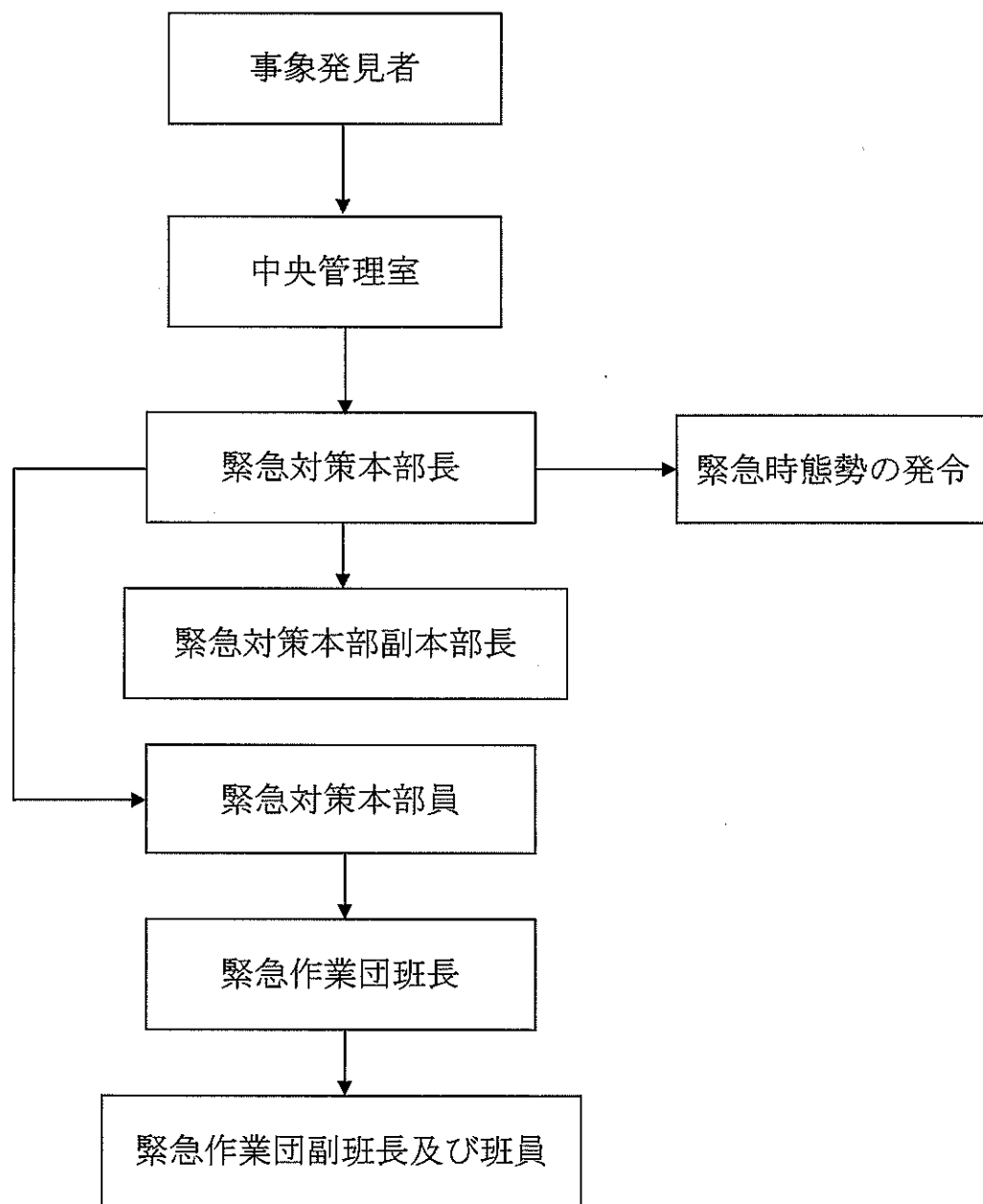
 : 原災法第25条第2項に基づく通報先

 : その他関係機関

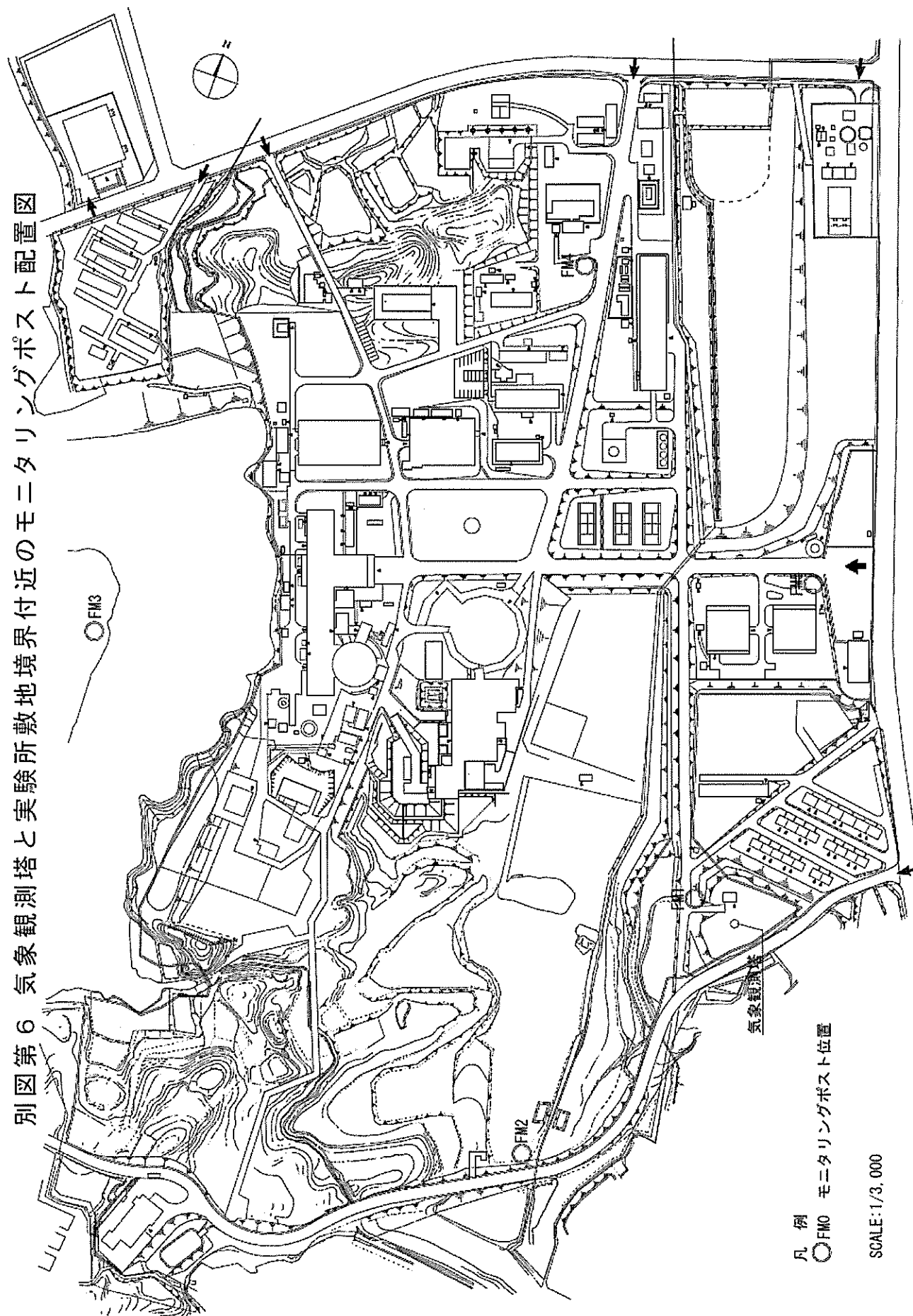
※1 : 電話によるファクシミリ着信の確認を行う機関

※2 : 設置されている場合

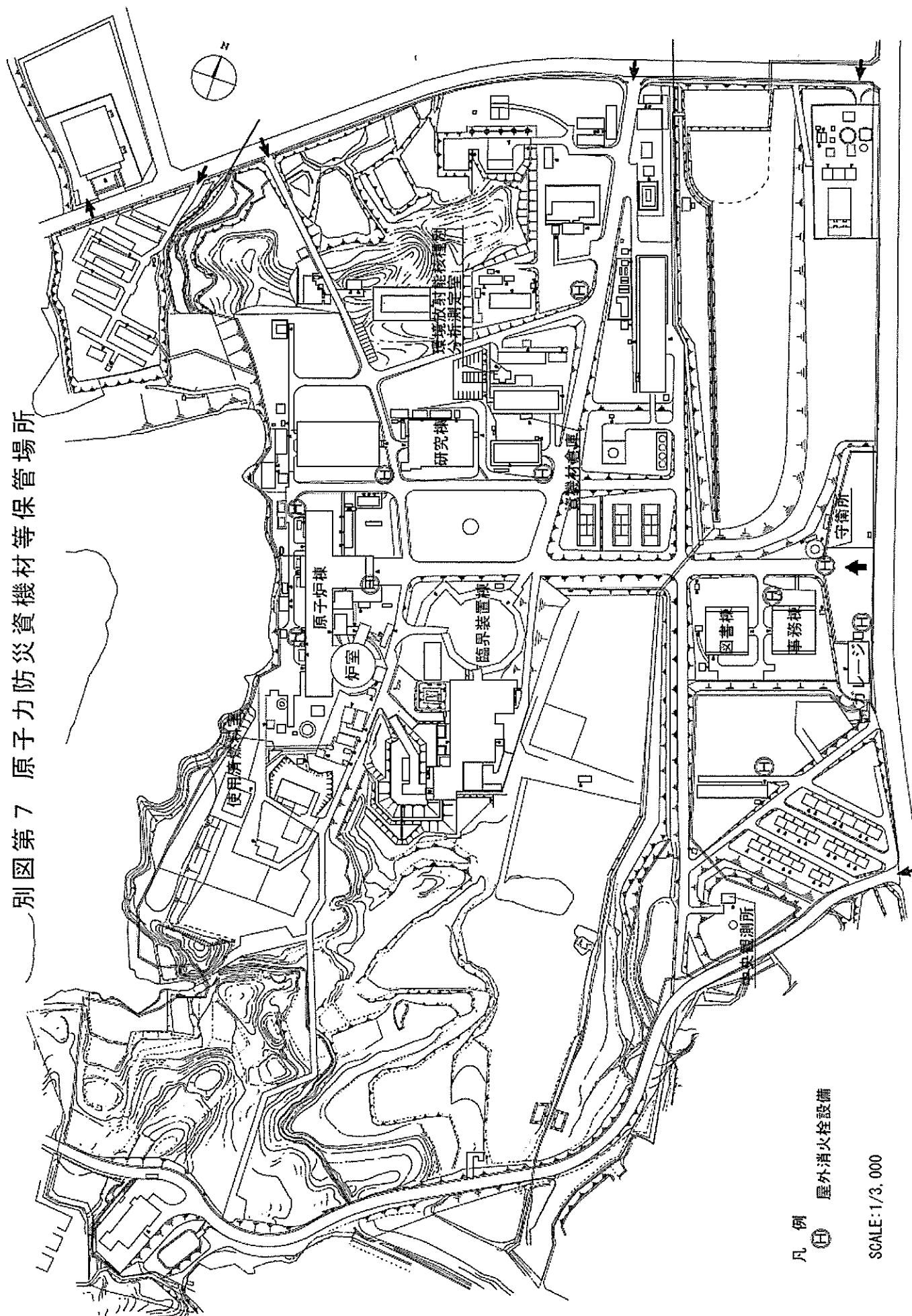
別図第5 緊急時態勢発令時の非常召集連絡経路



別図第6 気象観測塔と実験所敷地境界付近のモニタリングポスト配置図



別図第7 原子力防災資機材等保管場所



凡 例
 (H) 屋外消火栓設備

SCALE: 1/3,000

様式第 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考 1 この要旨の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2 原子力防災要員現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者
住所 _____
氏名 _____
(法人にあってはその法人名称及び代表者の氏名)
(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
業種の種別	防災要員の職制	その他の防災要員	
情報の整理、関係者との連絡調整			名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名
広報			名
放射線量の測定その他の状況の把握			名
原子力災害の発生又は拡大の防止			名
施設設備の整備・点検、応急の復旧			名
放射線物質による汚染の除去			名
医療に関する措置			名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名
原子力事業所内の警備等			名

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
内 閣 総 理 大 臣 殿 原子力規制委員会 殿 都 道 府 県 知 事 殿 市 町 村 長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任しましたので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分	選 任	解 任	
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 4 放射線測定設備現況届出書

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設 置 数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設 置 者	
	設置場所	
	検出される 数値の把握 方法	

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2. 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 5 原子力防災資機材現況届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長		年 月 日	
届出者 住所 氏名		印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話)			
原子力資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	ガスモニタ	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
3. 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式第 6 防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 <u>住所</u> 氏名 印 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u> (担当者 所属 電話) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 7 特定事象発生通報

年 月 日					
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿					
第 1 0 条通報	通報者名 _____ 連 絡 先 _____				
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき 通報します。					
原子力事業所の名称 及び場所					
特定事象の発生箇所					
特定事象の発生時刻	(2 4 時間表示)				
発生 した 特定 事象 の 概 要	<table border="1"> <tr> <td>特定事象の種類</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の 状況、検出された放射 性物質の状況又は主な 施設・整備の状態等</td> </tr> </table>	特定事象の種類		想定される原因	検出された放射線量の 状況、検出された放射 性物質の状況又は主な 施設・整備の状態等
特定事象の種類					
想定される原因					
検出された放射線量の 状況、検出された放射 性物質の状況又は主な 施設・整備の状態等					
その他特定事象の把握に参 考となる情報					

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第8 応急措置の概要の報告

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	
原子力事業所の名称及び場所			
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (☐ する, ☐ しない) ☐ 調査中	
	想定される原因	☐ 特定 _____ ☐ 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		
	その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有：被ばく者 名 要救助者 名 ☐ 調査中 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有： ☐ 調査中 気象情報 (確認時刻 時 分) ・ 天候 : ・ 風向 : ・ 風速 : m/s ・ 大気安定度 : 環境への影響 ☐ 無 ☐ 有： ☐ 調査中 応急措置	

【別紙1：施設の運転等に関する状況】

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
1. 事故発生時の運転状況	
2. 施設のその他の状況 ☐ 火災 ☐ 爆発 ☐ 漏洩 ☐ その他	
3. 特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2-1：放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時間 (日 時 分)
評価時刻での濃度 ☐ 希ガス (Bq/cm ³) ☐ ヨウ素 (Bq/cm ³) ☐ 総 量 (Bq/cm ³)	
評価時刻での排気風量 (cm ³ /h)	
評価時刻での放出率 ☐ 希ガス (Bq/h) ☐ ヨウ素 (Bq/h) ☐ 総 量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 ☐ 希ガス (Bq) ☐ ヨウ素 (Bq) ☐ 総 量 (Bq)	
評価開始時刻 放出継続時間 (h)	
評価時刻以後の放出量 (予測) ☐ 希ガス (Bq) ☐ ヨウ素 (Bq) ☐ 総 量 (Bq)	
放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分		日 時 分	
全身の外部被ばくによる 予想線量の最大地点	方位	m mSv	方位	m mSv
甲状腺の予測線量の最大 地点	方位	m mSv	方位	m mSv

(施設側での計算値)

※ 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※ データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

【別紙第2-2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ	
KUR	Bq/cm ³
KUCA	Bq/cm ³
KUSF	Bq/cm ³

固定式モニタリング設備地点						
γ線空間線量率 (μSv/h)	設備地点名	FM-1	FM-2	FM-3	FM-4	FM-5
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					

可動地点						
γ線空間線量率 (μSv/h)	測定場所					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
中性子線空間線量率 (μSv/h)	測定場所					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
空気中核種濃度 (Bq/cm ³) ☐ ヨウ素 ☐ ダスト (β, γ)	測定場所					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
その他測定項目		測定場所				
項 目		日 時 分				
		日 時 分				
		日 時 分				

※ 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※ データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式第 8 応急措置の概要の報告

※ 項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
第 2 5 条 報 告			
原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき応急措置の概要を以下のとおり報告します。			
発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	
原子力事業所の名称及び場所			
特定事象の発生地			
特定事象の発生日時刻		平成 年 月 日 時 分 (2 4 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (☐ する, ☐ しない) ☐ 調査中	
	想定される原因	☐ 特定 ☐ 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		
	その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 名 要救助者 名 ☐ 調査中 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 : ☐ 調査中
	気象状況 (確認時刻 時 分)		
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有 : ☐ 調査中	
	応急措置		

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
☐ 火災 ☐ 爆発 ☐ 漏洩 ☐ その他	
特 記 事 項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
放射性物質	
放 射 線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式第9 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告事項

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
第15条 報 告			
原子力災害対策特別措置法第15条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。			
発生日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	発信者	
1. 事故件名： 2. 事故発生場所： 3. 事故発生日時：平成 年 月 日 時 分 4. 事故の種類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・火災爆発等による放射線量上昇又は放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇，原子炉外臨界，事業所外運搬事故 5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等			
敷地周辺の空間線量率 (確認時刻 時 分)	モニタリングポスト指示値	中性子線空間線量率	γ線空間線量率(電離箱式)
	FM-1 μSv/h	μSv/h	μSv/h
	FM-2 μSv/h	μSv/h	μSv/h
	FM-3 μSv/h	μSv/h	μSv/h
	FM-4 μSv/h	μSv/h	μSv/h
	FM-5 μSv/h	μSv/h	μSv/h
気象情報 (確認時刻 時 分) (m 高)	天 候		
	風 向		
	風 速	m/ s	
	大気安定度		
その他の事項			

参考資料

参考資料

1. 原災法に該当しない原子炉施設の異常・故障時等の連絡

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第16条の14第1項に規定する事態が発生したとき、又は同規則第17条に規定する措置をとったときは、ファックスにより参考図第1に定められた通報先に速やかに一斉送信するとともに、その状況、原因、それらに対する措置、周辺地域への影響等を通報事象に準じて報告する。

通報、連絡にあたっては、異常等の発見後、速やかに電話により確実に伝達されたことを確認するものとする。

2. 原子炉施設の設置又は変更時の通知

炉規法第23条第1項、又は第26条第1項の規定により原子炉施設の設置又は変更の承認を受けようとするときは、事前に大阪府及び関係市町の防災担当部局に通知する。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

参考図第1 異常・故障時の通報・連絡経路

